「光の道」構想に関する意見

意見提出元 個人

意見項目 意見内容 1. 超高速ブロードバンド 1. 基盤整備の考え方について IRUに基づく公設民営方式の活用とあわせて、民間事業者の 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における インセンテイブを高める新たな公的支援策を検討することが必要 基盤整備の在り方につ である。 いてどのように考える か。 2. 超高速ブロードバンド 2. NTTの在り方関連 NTT東西のアクセス網の分離案については、 の利用率(約30%)を向 上させるためには、低廉 ① 技術革新の停滞や投資意欲を削ぐ結果となり、硬直した事 な料金で利用可能となる 業運営が想定され ること。 ように、事業者間の公正 ② 光の敷設に努力してきた社員の頑張り等、労働意欲の低 競争を一層活性化する 下を招きかねないこと。 ことが適当と考えられる ③ 電力系事業会社、CATV会社等との設備競争が成り立た が、NTTの組織形態の なくなり、公正な競争環境を阻害すること。 ④ 国家目標とした「100Mbps以上」のインフラの整備・普及 在り方も含め、この点に ついてどのように考える が不可能となること か。 など、結果として「光の道」の実現が大幅に遅れることとなり、 取るべき方策でない と考える。